

CHILD

限を置くか、或いはその他別個のものをやるか、いずれにしてもこの点は懸

案になつておりますので、ここに挙げて置いたわけでありまして、それから最後に、第十といたしまして、政務の財産報告等に関する規定の追加の問題であります。この点は前委員会後に懇談的に問題が出たようでありまして、ここに挙げたのであります。これもあとでもう少し詳しく申し上げますが、この政務のふだんの收支、或いは選挙等についての収入支出については、全部報告及び公開されることになつておるのであります。ところが一番スタートにおいて政務組織の、最初或いはこの法律が施行せられます場合に、政党がどういふ財産状況にあるかということについて、何らこの法案においては関知してないやうであります。事後の収入支出を非常にやかましく言つて、当初の資産状態についてははつきりしないということになりますと、少しそこ欠けるところがあるのじやないかという意味合におきまして、そういう收支以外に財産の現状の報告についての問題を考えたかどうか、この点もそこで考える必要はないので、この原案でよろしいという御議論もあるだらうと思ひますし、徹底して考えますれば、かような点も問題になり得ると思うのであります。さういふ意味合におきまして、一から十まで冒頭に申しましたやうな意味において問題を拾ひ上げたのであります。落ちております点につきましては御諒恕をお願いしたいと思ひますが、一應極めて簡単に整理いたしました筋だけを申し上げます。

○委員長(藤井新一君) 只今川上法制部長より議題になるべき研究事項を示唆されましたが、この委員会は如何にこれを取扱うかということですが、先ずこの一から研究を始めて行きますか、又はこの課題と議案とを相折衷して研究して行きますか、如何いたしましょうか。

○黒川武雄君 大体先だつて來の質疑應答が、この今日の一から十までに大体纏まつておるやうでありますから、これを順次やつて頂きたいと思ひます。これに従つてやつて頂きたい。

○委員長(藤井新一君) 黒川委員から、川上法制部長の研究事項の第一から研究をして頂きたい、という提案がございましたが如何でしようか。

○委員(藤井新一君) そすると題名から一つ研究して参りましょう。この題名については三浦法制部長からちよつと御説明を願へれば結構と思ひますが、簡単に御説明頂きたいと思ひます。

○衆議院事務(三浦男爵) この題名の問題に關しましては、衆議院の委員会においてもいろいろ意見がありましてのであります。その時に一應採上げられました題名を御参考までに申し上げますと、政治団体等費用公開法、政治資金公開法、政治的寄附行為及び選挙費用不正取締法、不正選挙行為取締法、政治団体等不正防止法、政治資金防止法、政治腐敗防止法、政治不正防止法、政治腐敗防止法、それから更にその後いろいろ研究せられました結果、政治資金規正法、政治活動規正法、政治資金公開法、政治団体等費用公開法、こういう程度のもので選んだらばどうだろうというやうなことになるやうな参りましたわけでありまして、この題名の問題につきま

しては、最後の衆議院の委員会の決定いたしましたのは、政治団体等費用公開法というやうなことに一應の決定を見まして、そういうことで関係方面とも折衝するということになりましたわけでありまして、いろいろ話合の結果、結論的に申上げますと、政治資金規正法、英語で申しますと、ロー・ツリー・レギュレーション・ポリテイカル・ユニティ・ニュアンス・アンド・イクス・ペンデイチュアという題名を採ること、この法案の趣旨に最も副うておるじやないか、こういうやうなことになるやうにして、政治資金規正法、こういうことになりました。

○門下重次君 題名は、やはり変えるということに別段深い意義がなかつたから、これでもいいのじやないですか。と、政治資金の規正に關する問題と公開に關する問題と、二色あると思ひますが、殊に第五章には特に報告書の公開という言葉も使つてあるやうなわけでありまして、規正すると同時に又公開するということにつきまして、特に重く考えられておるといふやうに見えるのであります。尚又政治資金の公開の問題につきましては、國民の長い間の輿論としても、是非公開させなければならぬといふやうに言われておつたのが、今日までこれが実行に入るところまで進んでいかなかつた。特に今度深い関心を拂われてこれが公開されることになるという法案が示されておるわけでありまして、そういう今日までの世論を顧みましても、公開するのだということをはつきり國民に知らしめるといふことが大変必要なことじやないかと思ひます。内容を見ましても、先に

申しましたやうに、規正の問題と公開の問題と、両方包含されておるのであります。規正という言葉の中には公開というものは包含されてないと思ひますので、やはり並べてその文字を使ふことが必要じやないかと、かように私は考えます。

それからこの示されました項目書を見ますと、政治資金規正公開法というのと、政治及び選挙資金規正公開法、二つ並べてあります。その問題もやはり政治資金の活用と見ていいと思ひますので、政治及び選挙資金と二つ書き分ける必要はなかつて、両方包含する政治資金という言葉でいいのじやないかと思ひます。ただ政治資金規正公開法というのと、規正というのとを明示の意味で並べてあるのだらうと思つておられますけれども、規正を公開するといふやうな言葉に、意味をなさないう言葉になりますけれども、そういうやうな文句にも、文字の解釈としてなし得るやうにも思ひますので、規正並びにとかいふやうな言葉を加えた方が適切じやないかと、かように私は考へるのであります。

○門下重次君 別にこだわるわけではないのですが、この政治資金を規正するのためにこの法案の中に公開のことが盛り込まれておるやうなことも解釈できるの、これはまあ題名を変えてもいいでしようが、この法案を出した方の衆議院の方で、こう決つて來ておるのですから、余程重大なことではない以上はまあ最後まで、今ここでどういふことをせずに最後まで保留していただく名前を要するだけですから、私はまあこのままで審議を進めたいと思ひます。

○委員(藤井新一君) 速記を止め

方がいいのじやないかと思ひますのであります。そしてその時間、大分証人喚問なども迫つておりますから、大体それまでにもう少し内容的にこの後に現れておる二、三、四、五、ずつて十までのものの方を、先にお進めになつた方がいいのじやないかと思ひます。が、別に反対するわけではないのです。

○門下重次君 今お話の証人の御意見を承つて決めるという、それは私結構だろつと思つておりますが、今日のこの相談も又一應証人の御意見も承つた後で、適當に修正する必要があるならば修正するということは、固より許されることである、かように私はまあ考へておりますので、ただ一應この委員会としてその前に案をできるだけ進めておいたらどうだろうかというやうな氣持で私は言つておるわけではあります。

○門下重次君 結構であります。

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

午前十一時四十分速記開始

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員(藤井新一君) 速記を止め

○委員長(藤井新一君) 只今川上法制局長より議題になるべき研究事項を示

て……。本日はこの程度で散会いたしましては如何でしょうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井新一君) 大回は二十一日午前十時より委員会を開会いたしますこととして本日はこれを以て閉会いたします。

午前十一時四十五分散会
出席者は左の通り
委員長 藤井 新一君
委員 黒川 武雄君
門屋 盛一君
木内 四郎君
河井 彌八君
竹下 豊次君
岩間 正男君
佐々木良作君
櫻内 辰郎君

小委員外委員
政府委員 全國選挙管理委員会事務局 長 郡 祐一君
事務局側 (法制部長) 事 川上 和吉君
衆議院事務局側 (法制部長) 事 三浦 義男君

て……。本日はこの程度で散会いたしましては如何でしょうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井新一君) 大回は二十一日午前十時より委員会を開会いたしますこととして本日はこれを以て閉会いたします。

午前十一時四十五分散会
出席者は左の通り

委員長 藤井 新一君
委員 黒川 武雄君
門屋 盛一君
木内 四郎君
河井 彌八君
竹下 豊次君
岩間 正男君
佐々木良作君
櫻内 辰郎君

小委員外委員

政府委員

全國選挙管理委員会事務局 長 郡 祐一君

事務局側

(法制部長) 事 川上 和吉君

衆議院事務局側

(法制部長) 事 三浦 義男君

昭和二十三年六月十四日印刷

昭和二十三年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局